

報告第14号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年6月4日提出

川崎市市長 阿部孝夫

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発生局名	専決処分年月日	損害賠償の額	事件の概要
1	環境局	24. 1. 13	円 73,500	平成23年11月5日、幸区古川町97番地1先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
2	環境局	24. 1. 20	円 44,880	平成23年11月30日、宮前区宮崎1丁目10番地6先路上で、本市中型ごみ収集車が、作業を終え、前進した際、被害者所有の駐車場のコンクリート塀に接触し、破損させたもの
3	環境局	24. 1. 31	円 31,500	平成23年11月10日、高津区北見方2丁目6番22号マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の集積所のひさしに接触し、破損させたもの
4	環境局	24. 2. 4	円 157,500	平成23年12月8日、幸区戸手4丁目10番2号マンション構内で、本市職員が、ごみの収集作業中、被害者所有のコンテナボックスを破損させたもの
5	環境局	24. 3. 2	円 27,300	平成22年10月13日、川崎区富士見1丁目6番11号団地構内で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の車止めポールの上蓋に接触し、破損させたもの

6	環境局	24. 3. 16	円 388,500	平成23年12月26日、王禅寺処理センター隣接地で、本市大型灰運搬車が、建設中のごみ焼却処理施設の灰ピットに着けようと後退した際、被害者所有のシャッターに接触し、破損させたもの
7	環境局	24. 3. 21	円 101,850	平成23年8月8日、高津区梶ヶ谷2丁目3番地5マンション構内で、本市小型ごみ収集車が、作業を終え、敷地内通路を左折した際、被害者所有の植込みの外壁に接触し、破損させたもの
8	環境局	24. 4. 7	円 260,221	平成24年1月24日、被害者宅先路上で、本市軽ごみ収集車が、作業を終え、前進したところ、路上に残っていた雪でスリップし、被害者所有の門柱に接触し、破損させたもの
9	環境局	24. 4. 17	円 539,175	平成24年2月27日、被害者宅先交差点で、本市小型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の駐車場のシャッターボックスに接触し、破損させたもの
10	環境局	24. 4. 18	円 26,250	平成24年2月29日、宮前区鷺沼1丁目15番地6先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようとしたところ、雪でスリップし、被害者所有の集積所の外壁に接触し、破損させたもの
11	環境局	24. 4. 18	円 68,964	平成24年3月16日、幸区古川町97番地1先路上で、本市中型ごみ収集車が、集積所に着けようと後退した際、被害者所有の道路標識柱に接触し、破損させたもの
12	環境局	22. 9. 3	円 594,941	平成22年7月6日、多摩区南生田4丁目15番2号先路上で、本市中型ごみ収集車が、右折するため一時停止していた車両の後方で停止していた3台の車両のうち、被害者（** *****）所有の小型ライトバン
13	環境局	22. 9. 21	円 1,281,455	に追突し、そのはずみで当該小型ライトバンが、その前方で停止していた被害者（ア）所有の小型乗用車（A）に追突し、そのはずみで小型乗用車（A）が、その前方で停止していた被害者（*****）所有の小型乗用車（B）に追突し、ともに破損させ、並びに当該小型ライトバンを運転していた被害者（大和市在住者）、小型乗用車（A）を運転していた被害者（エ）、小型乗用車（A）に同乗していた被害者（イ及びウ）及び小型乗用車（B）を
14	環境局	22. 9. 28	円 604,500	
15	環境局	22. 10. 1	円 65,100	

16	環境局	22. 10. 13	円 19,920	運転していた被害者（*****）を負傷させたもの
17	環境局	24. 3. 15	円 401,680	
18	環境局	24. 3. 28	円 1,451,950	
19	環境局	24. 4. 20	円 1,689,200	
20	多摩区役所	24. 2. 28	円 187,140	平成23年9月16日、多摩区登戸1775番地1先路上で、本市原動機付自転車が、駐車場から道路に出ようとした際、左側から走行してきた被害者運転の自転車に接触し、破損させ、及び被害者を負傷させたもの
21	麻生区役所	24. 4. 5	円 32,571	平成24年3月1日、被害者宅先路上で、本市道路維持作業車が、作業現場付近に駐車しようとしたところ、路上に残っていた雪でスリップし、被害者所有の給水管に接触し、破損させたもの
22	消防局	24. 2. 13	円 733,819	平成23年10月31日、被害者宅敷地内で、本市救急車が、方向転換しようとして後退した際、被害者所有の駐車場の屋根に接触し、破損させたもの
23	消防局	24. 3. 28	円 99,750	平成24年2月6日、幸区東小倉10番先路上で、本市消防車が、方向転換のため駐車場に進入しようとして後退した際、被害者所有のブロック塀及びフェンスに接触し、破損させたもの
24	環境局	24. 2. 22	円 618,054	平成22年1月13日、王禅寺処理センターの煙突上部の踊り場にある排水口が詰まっていたため、当該踊り場にたまったさびを含んだ雨水が、強風により当該処理センターの周辺

25	環境局	24. 2. 28	円 132,450	に飛散し、被害者所有の次の物件を汚損させたもの 建物の外壁等及び普通乗用車（被害者(ア)） 普通乗用車2台及びエアコン室外機等（被害者(イ)） 建物の外壁等（被害者(イ)及び***** ***）
			円 167,319	
26	環境局	24. 3. 7	円 40,199	
27	環境局	24. 3. 12	円 558,202	
			円 1,139,315	
28	環境局	24. 3. 15	円 279,872	
			円 672,165	
			円 273,422	

29	環境局	24. 3. 16	円 2,150	
			円 415,315	
30	環境局	24. 3. 21	円 268,071	
31	環境局	24. 4. 20	円 417,343	
32	建設緑政局	24. 1. 17	円 72,601	平成22年8月3日、多摩区登戸新町422番地先路上で、被害者所有の普通乗用車が走行中、破損して車道側にはみ出していたガードレールに接触し、当該普通乗用車が破損したもの
33	建設緑政局	24. 1. 19	円 131,040	平成23年3月18日、宮前区宮崎1丁目8番地11先路上で、被害者所有の普通トラックが走行中、車道側にはみ出していた街路樹の枝に接触し、当該普通トラックが破損したもの
34	建設緑政局	24. 3. 9	円 33,844	平成23年10月24日、多摩区登戸3508番地先路上で、被害者所有の普通乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該普通乗用車が破損したもの
35	建設緑政局	24. 3. 12	円 7,808,625	平成22年12月3日、二ヶ領本川で、水門が、適切に開かなかったため、河川の水があふれ、被害者居住の建物に浸水し、家具等を損傷させたもの
36	建設緑政局	24. 3. 12	円 57,054	平成23年4月27日、麻生区はるひ野5丁目6番3号先路上で、被害者が歩行中、歩車道境界ブロックの破損箇所に足を取られて転倒し、靴が破損し、及び被害者が負傷したもの

37	建設緑政局	24. 3. 16	円 131,008	平成23年9月28日、高津区坂戸2丁目15番3号先路上で、被害者所有の軽乗用車が右折しようとした際、破損していた車止めポールに接触し、当該軽乗用車が破損したもの
38	建設緑政局	24. 4. 20	円 99,358	平成23年12月4日、麻生区早野165番地先路上で、被害者運転の軽乗用車が走行中、舗装の破損箇所に落輪し、当該軽乗用車が破損したもの
39	高津区役所	24. 2. 29	円 201,483	平成23年9月21日、被害者宅駐車場で、付近の電柱に本市が設置した注意看板が、強風により飛ばされ、被害者所有の普通乗用車に当たり、破損させたもの
40	多摩区役所	24. 3. 8	円 34,643	平成23年10月26日、多摩区菅北浦5丁目2番1号先路上で、本市新生児訪問指導員が、保護者宅へ自転車で向かっていたところ、前方から走行してきた被害者運転の自転車と接触し、転倒させ、及び負傷させたもの
41	教育委員会	24. 4. 20	円 137,550	平成24年3月1日までに、被害者宅敷地内で、隣接する市立学校の校庭の樹木が、当該敷地内まで根を張り、敷設されていた被害者所有の給水管に巻き付き、破損させたもの